

72 . 突発性難聴 （県単独特定疾患）

兵庫県単独特定疾患の突発性難聴において、公費負担の対象となるのは、以下の認定基準を満たし、当該疾患の治療が明確に示され、当該疾患の治療のために入院することが明確な場合とする。ただし、入院が発症から2か月以上たっているものについては、診断困難かつ症状固定のため対象外とする。

< 突発性難聴の認定基準 >

次の1の 及び2を満たし、なおかつ他疾患との鑑別ができているもの。

1 主症状

突然の難聴

高度な感音難聴

原因不明、又は不明確

2 健側の聴力レベルが40dB以上

74 .ネフローゼ症候群（県単独特定疾患）

兵庫県単独特定疾患のネフローゼ症候群において、公費負担の対象となるのは、以下の認定基準を満たし、当該疾患の治療が明確に示され、当該疾患の治療のために入院することが明確な場合とする。

<ネフローゼ症候群の認定基準>

ネフローゼ症候群に係る入院日から2ヶ月を経過した時点で、入院治療が継続しており、ステロイドを使用しても完全寛解ないし不完全寛解型に至っていない（尿蛋白が1g/日を超える）場合を対象とする

- 1 蛋白尿 : 1日の尿蛋白量は1.0g以上を持続する。

75 . 悪性腎硬化症 （県単独特定疾患）

兵庫県単独特定疾患の悪性腎硬化症において、公費負担の対象となるのは、以下の認定基準を満たし、当該疾患の治療が明確に示され、当該疾患の治療のために入院することが明確な場合とする。

< 悪性腎硬化症の認定基準 >

次の1～4を満たすもの、又は～のどれかに該当するもの。
ただし共に他疾患との鑑別ができているものに限る。

- 1 拡張期血圧が治療前常に130mmHg以上を示す
- 2 眼底にKeith-Wagener 群を示す
- 3 急激に進行する腎機能障害を示し、放置すれば腎不全に至る
- 4 全身症状の急激な増悪を示し、特に血圧・腎機能の増悪と共に脳症状・心不全症状を伴う。

拡張期血圧が120-130mmHg以上で、他の3条件を満たすもの
Keith-Wagener 群の高血圧性網膜症で、他の3条件を満たすもの
腎機能障害はあるが腎不全に至らないもので、他の3条件を満たすもの